水路などの改修

▽地ノ森・下船渡地区

震災の地盤沈下により、大雨時などに水路の滞留が見られることなどから、その対策として水路や道路などの改修を進めています。

地ノ森地区では、市が水路や市道、橋りょうの改修を、県が県道の改修を、民有地の地権者が所有する土地のかさ上げをそれぞれ行っています。

下船渡地区では、大船渡市魚市場以南において、県が県道の改修を、市がその改修区間の一部水路の改修をそれぞれ行っています。

これらの整備は、地区内の環境改善を図ることにより、土地利用を促進しようとするもので、今後も周辺工事と調整を図りながら事業を推進していきます。

県道整備と調整しながら進めている下船渡地区の水路改修

水産用地の整備

▽綾里・泊・浦浜・崎浜地区

地域水産業の再生を図るため、漁業者が利用する水産用地や漁業集落道などの整備に取り組んでいます。

浦浜地区は昨年5月、泊地区は昨年6月に道路および水産用地が完成し、漁業関係資材保管用地などへの利用が見込まれています。

綾里地区、崎浜地区の道路および水産用地の一部について、今後、関連工事と調整を図りながら事業を進めていきます。

昨年６月に完成した泊地区の道路と水産用地

広場の整備

▽細浦・綾里・浦浜地区

細浦地区と綾里地区、浦浜地区では、被災跡地を活用し、地域住民の憩いや交流の場となる広場の整備に取り組んでいます。

浦浜地区の広場は、昨年４月に完成し、地域住民による日常的な利用のほか、各種イベントによる活用なども多くなってきています。

細浦地区の広場は、今年４月の供用開始、綾里地区の広場は今後工事を行っていく予定です。

完成間近の細浦地区広場整備

多彩なイベントなどに活用されている浦浜地区の広場

広場利用・管理のワークショップを行っている綾里地区

事業用途などで被災跡地を利用しませんか

▽問い合わせ先＝土地利用課（☎353）

■買取地の譲渡や貸し付けをしています

公共の事業用地として利用する予定のない買取地などは、事業用途などで利用を希望する人に譲渡または貸し付けを行っています（ただし、買取地は、所在する災害危険区域の指定区分にかかわらず居住用途で使うことはできません）。公募している土地などの情報は、市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

■買取地と民有地が一体的に利用できます

被災地には、市の買取地と個人などが所有する土地が混在しており、まとまった土地として利用することが困難な状況から、民有地の地権者の協力を得て、比較的広い面積で利用できる区域を定め、事業用途による利用者を募集しています。

この取り組みは、細浦・綾里・浦浜地区で行っていますので、利用を検討される場合は、お問い合わせください。

土地の利用用途	貸付料（年額）
農地として利用する場合	１㎡当たり10円
農地以外として利用する場合	適正な時価 ×2.5%※

※平成38年４月１日以降は5.0%

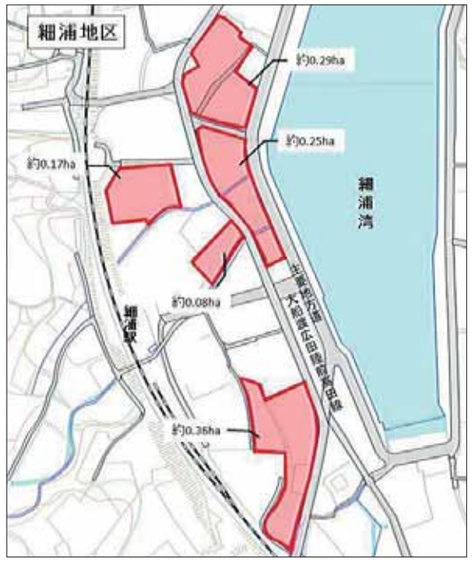

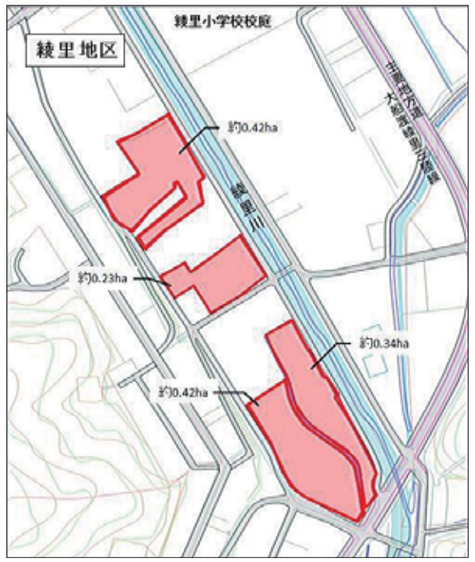

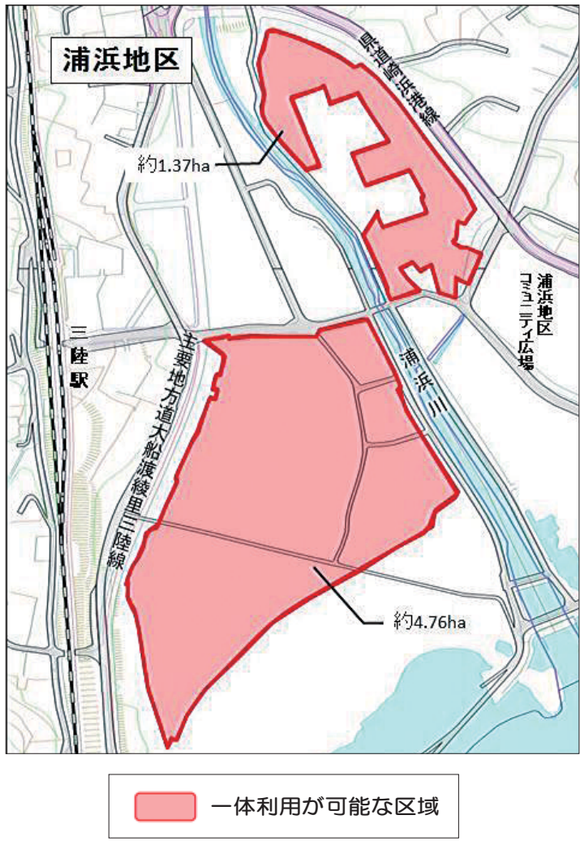

【広い面積で利用できる区域（細浦・綾里・浦浜地区）】